

中小企業まるっとサポート事業費補助金（収益力向上支援事業・小規模事業者枠） 補助対象経費 早見表

| 主な対象経費【○】 | 主な対象外経費【×】 |
|--|---|
| <p>●設備等導入費（補助対象経費合計額の1/2以上必須）</p> <p>1. 専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具の購入、製作、借用に要する経費</p> <p>※パソコンやタブレット端末、スマートフォンなどの汎用性が高い機械装置については、原則として補助対象とはなりません。当該機械装置の導入がシステム導入とあわせて必須となる場合で、かつ以下の条件を全て満たす場合に限り、補助対象となります。</p> <p>(1) 単価 10 万円未満（税抜き）であること</p> <p>(2) 必要最小限となる台数分であること</p> <p>(3) 事業計画書（別記様式第 1 号）に購入が必須となる理由と台数の根拠（使用者や使用用途等）を具体的に記載していること</p> <p>【汎用性が高い機械装置の考え方（パソコン、タブレット端末等）】</p> <p>○対象となる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末がないと使用することができないレジシステムを導入する際のタブレット端末等の購入費 ・各テーブルに設置するタブレット端末との連携を必要とするモバイルオーダーシステムを導入する際のタブレット端末等の購入費 ・顧客管理システムをクラウドへ移行し、タブレット端末等から直接アクセスによる業務効率化 <p>×対象とならない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワークのために必要となるパソコンやタブレット端末等の購入費 <p>【単価 10 万円未満（税抜き）の考え方（パソコン、タブレット端末等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体、ディスプレイ、キーボード、マウスに分かれているデスクトップ型パソコンの場合は、本体と本体以外（ディスプレイ、キーボード、マウス）を切り離して積算して、それぞれ単価 10 万円未満（税抜き）であれば補助対象となります。ただし、それぞれの内訳が出せない場合は、総額で 10 万円未満（税抜き）である必要があります <p>※「借用」とは、いわゆるリース・レンタルをいい、交付決定後に契約したことが確認できるもので、補助事業実施期間中に要する経費のみとなります。したがって、契約期間が補助事業実施期間を超える場合の補助対象経費は、</p> | <p>●設備等導入費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備等導入費が補助対象経費合計額の1/2以上とならないもの ・パソコン、タブレット端末、スマートフォン、複合機等の導入費（但し左枠内の例外的に要件を満たす場合のみ補助対象） ・OA ソフトウェア（Word、Excel、Access などのオフィスソフト） ・ホームページの構築・改修（EC サイト・予約サイトを含む） ・UTM やウイルス対策ソフト等、サイバーセキュリティの強化を目的とした経費 <p>●委託・外注費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業のすべてを第三者に委託・外注している場合 <p>●共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助事業の目的に合致しないもの。本事業の目的との関連性がない又は関連性が著しく少ない経費 ○同じテーマ・事業計画で、他の補助金の支援を受けているもの ○必要な経理書類（見積書・請求書・領収書等）を用意できないもの ○自社で使用せず、第三者に使用させるため導入する機器 ○補助金額が 10 万円未満の取組 ○不動産の取得、土地の造成に要する経費 ○山形県外で行う取組 ○交付決定前に発注・契約、購入、支払い（前払い含む）等を実施したもの ○補助事業期間内に発注・契約、納品・完了・検収、支払等、事業に必要な手続きが全て完了していないもの ○補助事業期間内に支払が完了していないもの（分割払、クレジットカード決済、リボリング支払等の場合、金融機関等から引き落としが補助事業期間内に完了していることが必要。） ○商品券・金券・切手・レターパックの購入、仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）での支払、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払、相殺による決済、現金での支払い、代金引換による支払い ○その他 |

按分等の方式により算出された当該補助事業実施期間分が対象となります。

2. 専ら補助事業のために使用する専用ソフトウェアや情報システムの構築に要する経費
3. 専ら補助事業のために使用される市販ソフトウェアの購入又は利用（サブスクリプション型、クラウドサービス利用型の場合）に要する経費（年払や月払の利用料を含む）

※但し、利用料の場合、補助事業実施期間内の利用料のみ対象で、超える場合は、按分等の方法（日割計算等）により算出された補助事業実施期間分の経費が補助対象

■サブスクリプション型：一定期間利用料を支払うことでサービスを利用する仕組み

■クラウドサービス利用型：ネットワーク経由でサービスを利用する仕組み

4. 上記のための設置・設定・導入支援に要する経費

●委託・外注費

1. 自ら実行することが困難で、事業実施に必要な業務の一部を第三者に委託・外注するために支払う経費（導入する機械・装置、システム等の機能を発揮するために必要不可欠な整備工事、基礎工事、建物の改装を含む）

- ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの
- ・広告宣伝を目的とした経費（公告、POP、チラシ、カタログ、ポスター、媒体掲載、DM等の作成、パッケージデザイン等）
- ・発電機、充電器、蓄電池、無停電電源装置
- ・文房具など事務用品、紙皿等の消耗品、机、椅子、書類棚等の什器類
- ・交通費、宿泊費、自動車等の燃料費
- ・自社製品
- ・中古物品（未使用品、新古品、リユース品を含む）
- ・用途、単価、数量、規模、調達先等の確認が不可能なもの
- ・保険料、保守料、延長保証等
- ・振込手数料、代引手数料、決済手数料、ポイント原資等
- ・現金として利用可能なポイントがクレジット会社等から付与された場合、当該ポイント還元額見合い分
- ・予約キャンセル、休業に対する補てん
- ・自宅等、事業と関係のない施設の改装費、設備や備品の購入費、自己所有物の修繕
- ・商品在庫や消耗品、既存設備の廃棄・処分費
- ・事務所の家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・交付申請時点で補助事業の実施場所（工場や店舗等）を有していないもの
- ・消費税及び地方消費税相当分
- ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ・その他知事が不相当と認めるもの

中小企業まるっとサポート事業費補助金（収益力向上支援事業・小規模事業者枠） 補助対象経費 取組例

| 補助対象となる取組例【○】 | 補助対象とならない取組例【×】 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●省力化や業務効率化を目的とした生産管理システムの導入 ●キャッシュレス決済やタッチパネル注文システムの導入 ●経理事務の省力化や売上分析による営業力強化のための POS レジシステムや会計システムの導入 ●AI や IoT 等の技術を活用した遠隔操作システムの導入 ●労務管理効率化のための、顔認証勤怠管理システムの導入 ●効率的な物流サービスの実現に向けた車両運行管理システム等の導入 | <ul style="list-style-type: none"> ●DX の推進やデジタル技術の活用にあたりない設備投資 ●パソコン、タブレット端末、スマートフォン、複合機等の汎用性の高い機器の導入 ●実際には、パソコン、タブレット端末、スマートフォン等を購入することが目的と判断される事業計画 ●見積書に、導入する設備（機種）の名称、型式、作業工程名、単価、数量、工数等の経費の内訳がなく、価格の正当性が判断できない事業計画 ●補助対象経費が市場価格から見て大きく乖離のある見積書や価格を調整した見積書による事業計画 ●ホームページの構築・改修 ●サイバーセキュリティ対策に必要となる機器等の導入 ●web 会議システムを導入する計画であるが、併せて導入する大型ディスプレイに TV チューナーが内蔵されており、目的外利用となりうるもの ●導入後の省力化や業務効率化の効果について説明がないもの |